都道府県· 政令指定都市名

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

# 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

| 局 | 部 課 | ! ( | 室 ) | 名 | 政策部男女参画 | ·県民活動課 |     |   |      |   |    |  |
|---|-----|-----|-----|---|---------|--------|-----|---|------|---|----|--|
| 担 | 当   | 職   | 員   | 数 | 4       | 人      | (専任 | 2 | 人、兼任 | 2 | 人) |  |

# 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| 名   |      |       | 称   | 香川県男女共同参画推進本部 |     |                 |
|-----|------|-------|-----|---------------|-----|-----------------|
| 設置角 | 月月日( | (西暦)・ | 根 拠 | 1996年4月1日     | 根拠: | 香川県男女共同参画推進本部規則 |
| 長   | の    | 役     | 職   | 知事            |     |                 |

#### 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

|   | 諮 問 機 | 関、懇談会等  | その名称 | 香川県 | 男女共同 | 参画審議会  |   |      |   |    |  |  |
|---|-------|---------|------|-----|------|--------|---|------|---|----|--|--|
|   | 設置 :  | 年 月 日 ( | 西暦)  |     | 200  | 2年5月1日 |   |      |   |    |  |  |
| Ī | 構     | 成       | 員    | 15  | 人    | (女性    | 9 | 人、男性 | 6 | 人) |  |  |

## 問4 男女共同参画に関する計画

| 3324741432 H [XI / OH H                                       |                   |       |
|---|-------------------|-------|
| 計 画 期 間 ( 西 暦 )   | 2021 年 10 月~ 2026 | 年 3 月 |
| 名称  | 第4次かがわ男女共同参画プラン   |       |
| 改定・見直しの予定時期   | 2026年3月           | 未定の場合 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進<br>に関する法律(以下「女性活躍推進法」と<br>いう。)の推進計画と一体である | 2                 |       |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作<br>成                                      |                   |       |

#### 問5 男女共同参画に関する条例

| カス大円を囲に出する木門 |                    |                                    |
|--------------|--------------------|------------------------------------|
| 有の場合         | 名 称                | 香川県男女共同参画推進条例                      |
|              | 公 布 日(西 暦)         | 2002年3月27日                         |
|              | 施 行 日(西 暦)         | 2002年4月1日                          |
|              | 最終改正日(西暦)          | 2013年12月20日                        |
|              | 改正内容               | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴うもの |
|              | 改正が予定されている場合、改正予定時 | 期(西暦): 年 月                         |
| 無の場合         | 1. 制定等について検討中      | 具体的な状況:                            |
| 無の物口         | 2. 特に検討していない       |                                    |

| 審調     | 審議会等委員への女性の登用 |        |               | 調査      | 時点コード  | 1:2                | 023年4月 | 1日     | 2:      | その他(i | 西暦)    | 20      | 2023年3月31日 |   |  |
|--------|---------------|--------|---------------|---------|--------|--------------------|--------|--------|---------|-------|--------|---------|------------|---|--|
|        | 目標            | 値      |               | (西暦)    | 2025   | 年度まで               | 40     | %      |         |       |        |         |            |   |  |
|        | 根             | 拠      |               |         |        |                    |        | 第42    | 欠かがわ男:  | 女共同参  | 画プラン   |         |            |   |  |
| 目標     | 票設定の対象で       | である審議  | <b>養会等の範囲</b> |         | 法令又は   | 条例により              | 設置される  | る付属機関  |         |       |        |         |            |   |  |
| 目標     | 震設定の対象で       | である審議  |               | 調査時     | 点コード   | 2                  | 審議     | 会等数(   | 61      | )うち女性 | 生委員を含む | い審議会等数( | 60         | ) |  |
| 況      |               |        |               |         | 延総委    | 員等数(               | 859    | )延女性   | 生委員等数(  | 321   | )      | 女性比率(   | 37.4       | ) |  |
| 地方     |               | 2条の3)に | - 基づく審議会等にお   | 調査時     | 点コード   | 2                  | 審議     | 会等数(   | 63      | )うち女性 | 生委員を含む | い審議会等数( | 62         | ) |  |
| ける     | ける登用状況        |        |               | 延総委     | 員等数(   | 945                | )延女性   | 生委員等数( | 356     | )     | 女性比率(  | 37.7    | )          |   |  |
| 法律     | ととは政令による      | り地方公   | ·共団体に置かなけれ    | 調査時     | 点コード   | 2                  | 審議     | 会等数(   | 39      | )うち女性 | 生委員を含む | い審議会等数( | 39         | ) |  |
| ばな     | らない審議会        | 等におけ   | る登用状況         |         | 延総委    | 員等数(               | 637    | )延女性   | 生委員等数(  | 212   | )      | 女性比率(   | 33.3       | ) |  |
|        |               | 0条の5)1 | に基づく委員会等にお    | 調査時     | 点コード   | 1                  | 審議     | 会等数(   | 9       | )うち女性 | 生委員を含む | む審議会等数( | 6          | ) |  |
| ける     | 登用状況          |        |               |         | 延総委    | 員等数(               | 65     | )延女性   | 生委員等数(  | 16    | )      | 女性比率(   | 24.6       | ) |  |
| 目標     | 標値以外の目標       | 票設定    |               |         |        |                    |        | _      |         |       |        |         |            |   |  |
|        | )             | 、材名簿(  | 作成の有無         | 1. 有 2. | 無 3. 作 | 成予定有               | 1      | 有の場合   | 3、1. 公表 | 2. 非公 | 表 2    |         |            |   |  |
| 女性     | ,             | 人材名簿7  | が有る場合         | 掲載人数    | 1947   | 人                  |        | ( 2022 | 年       | 4     | 月現在    | )       |            |   |  |
| E 登用方策 |               | ₹ 0    | D 他           |         |        | の有無(1.:<br>I.有 2.無 | ŧ)     | 1      | い審議会等   | 手について | ての事前協  | 品議の実施   |            |   |  |

# 問7 女性公務員の採用・登用状況

| 人工女物员、   | <b>シーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> |             |             |       |      |             |       |      |           |       |      |       |       |
|----------|--|-------------|-------------|-------|------|-------------|-------|------|-----------|-------|------|-------|-------|
| 7-1 管理職( | の在職状況  |             | 調査          | 時点コード | 1:2  | 1:2023年4月1日 |       |      | 2:その他(西暦) |       |      |       |       |
|          |  | 管理職総        | 数           |       |      |             |       | 女    | 性管        | 理職    | の内   | 訳     |       |
|          |  |             | うち女性        | 女性比率  | 部局長相 | 当職          |       | 次長相当 | 職         |       | 課長相当 | 職     |       |
|          |  | (人)         | 管理職数<br>(人) | (%)   | (人)  | うち女性数       |       | (人)  | うち女性数     |       |      | うち女性数 |       |
|          |  | (A)=(C+E+G) | (B)=(D+F+H) | (B/A) | (C)  | (D)         | 比率(%) | (E)  | (F)       | 比率(%) | (G)  | (H)   | 比率(%) |
| 本庁       | 計  | 271         | 34          | 12.5  | 21   | 1           | 4.8   | 36   | 3         | 8.3   | 214  | 30    | 14.0  |
| 本川       | うち一般行政職  | 222         | 33          | 14.9  | 19   | 1           | 5.3   | 25   | 3         | 12.0  | 178  | 29    | 16.3  |
| 支庁・地方事   | 計  | 178         | 34          | 19.1  | 7    | 0           | 0.0   | 18   | 2         | 11.1  | 153  | 32    | 20.9  |
| 務所等      | うち一般行政職  | 108         | 18          | 16.7  | 1    | 0           | 0.0   | 11   | 1         | 9.1   | 96   | 17    | 17.7  |
| 全体       | 計  | 449         | 68          | 15.1  | 28   | 1           | 3.6   | 54   | 5         | 9.3   | 367  | 62    | 16.9  |
| 半件       | うち一般行政職  | 330         | 51          | 15.5  | 20   | 1           | 5.0   | 36   | 4         | 11.1  | 274  | 46    | 16.8  |
| 再掲       | 警 察 関 係  | 72          | 4           | 5.6   | 0    | 0           |       | 14   | 0         | 0.0   | 58   | 4     | 6.9   |
| 世五年      | 教育委員会  | 30          | 5           | 16.7  | 1    | 0           | 0.0   | 2    | 1         | 50.0  | 27   | 4     | 14.8  |

#### 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

|                    | 調査時点コード | 1:2            | 023年4月1       | 日           | 2: -  | その他(西)        | 替)          |
|--------------------|---------|----------------|---------------|-------------|-------|---------------|-------------|
|                    |         | 課長補佐相当職<br>(人) | うち女性<br>数 (人) | 女性<br>比率(%) | 係長相当職 | うち女性<br>数 (人) | 女性<br>比率(%) |
| 本庁                 | 計       | 713            | 198           | 27.8        | 726   | 192           | 26.4        |
| 本刀                 | うち一般行政職 | 583            | 188           | 32.2        | 528   | 170           | 32.2        |
| 支庁・地方事             | 計       | 918            | 373           | 40.6        | 1,138 | 523           | 46.0        |
| 務所等                | うち一般行政職 | 460            | 134           | 29.1        | 394   | 182           | 46.2        |
| 全体                 | 計       | 1,631          | 571           | 35.0        | 1864  | 715           | 38.4        |
| 主件                 | うち一般行政職 | 1,043          | 322           | 30.9        | 922   | 352           | 38.2        |
| 再掲                 | 警 察 関 係 | 231            | 38            | 16.5        | 503   | 92            | 18.3        |
| <del>1'1</del> [6] | 教育委員会   | 156            | 57            | 36.5        | 127   | 65            | 51.2        |

#### 問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日~2023年3月31日)

| / 3 利 及于 | 正有数(2022千4万·口) | ~ 2023+   | <u> ЭДЗГЦ/</u> |             |             |           |             |          |           |             |
|----------|----------------|-----------|----------------|-------------|-------------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
|          |                | 課長相当職 (人) | うち女性<br>数 (人)  | 女性<br>比率(%) | 課長補佐相当職 (人) | うち女性数 (人) | 女性<br>比率(%) | 係長相当職(人) | うち女性数 (人) | 女性<br>比率(%) |
| 本庁       | 計              | 35        | 7              | 20.0        | 93          | 20        | 21.5        | 52       | 15        | 28.8        |
| 1177     | うち一般行政職        | 27        | 7              | 25.9        | 79          | 19        | 24.1        | 42       | 14        | 33.3        |
| 支庁·地方事   | 計              | 19        | 7              | 36.8        | 112         | 45        | 40.2        | 114      | 58        | 50.9        |
| 務所等      | うち一般行政職        | 7         | 4              | 57.1        | 55          | 16        | 29.1        | 19       | 6         | 31.6        |
| 全体       | 計              | 54        | 14             | 25.9        | 205         | 65        | 31.7        | 166      | 73        | 44.0        |
| 土件       | うち一般行政職        | 34        | 11             | 32.4        | 134         | 35        | 26.1        | 61       | 20        | 32.8        |
| 再掲       | 警 察 関 係        | 19        | 1              | 5.3         | 33          | 4         | 12.1        | 41       | 7         | 17.1        |
| 1-7 JE)  | 教育委員会          | 3         | 3              | 100.0       | 9           | 6         | 66.7        | 2        | 1         | 50.0        |

#### 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

| ⊔ <u>,                                    </u> |              | <u> </u> | 1H 1     | <u> 표 / 13 호</u> | 7 · J //EX | <u> </u> | - 'ひ' サヤ | •   |          |           |   |     |
|--|--------------|----------|----------|------------------|------------|----------|----------|-----|----------|-----------|---|-----|
|  |              | 勤務       | 異試       | 任験               | 昇試         | 挌<br>験   | 部局等の     | 経 験 |          | 遠隔地で<br>の |   | その他 |
|  |              | 成<br>績   | 面接<br>のみ | 面接<br>以外         | 面接<br>のみ   | 面接<br>以外 | 推薦       | 年 数 | 修(4週間以上) | 勤務経験      | 望 |     |
| 課長<br>当職                                       | 相            | 0        | 0        |                  |            |          |          | 0   |          |           | 0 |     |
| 課長<br>佐相<br>職                                  | 補<br> 当<br>i | 0        |          | 0                |            | 0        |          | 0   |          |           | 0 |     |
| 係長<br>当耶                                       | 相            | 0        |          | 0                |            |          |          | 0   |          |           | 0 |     |

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日~2023年3月31日)

|   |          |   |   | 全受験者数(人) | 女性受験<br>者数(人) | 女性<br>受験率<br>(%) |
|---|----------|---|---|----------|---------------|------------------|
| 昇 | 任        | 試 | 験 | 1,099    | 126           | 11.5             |
| 昇 | <u>格</u> | 試 | 験 | 132      | 29            | 22.0             |

# 問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日~2023年3月31日)

|         | 総 数<br>(人) | うち女性<br>数(人) | 女性比率<br>(%) |
|---------|------------|--------------|-------------|
| 全体      | 237        | 112          | 47.3        |
| うち 上級   | 122        | 55           | 45.1        |
| うち一般行政職 | 108        | 52           | 48.1        |
| うち 上級   | 77         | 40           | 51.9        |
| うち警察関係  | 57         | 14           | 24.6        |
| うち 上級   | 31         | 8            | 25.8        |

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
- 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

# 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

| 規則名         | <ul><li>○香川県職員旧姓使用取扱要綱(知事部局)</li><li>○香川県教育委員会事務局等職員旧姓使用取扱要綱(教育委員会)</li><li>○職員の旧姓使用について(例規)(警察本部)</li></ul>  |
|-------------|---|
|             | ○香川県職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)<br>第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。<br>○香川県教育委員会事務局等職員旧姓使用取扱要綱  |
| 該当部分の条文(本文) | (趣旨)<br>第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。<br>(適用職員)<br>第2条 この要綱は、香川県教育委員会事務局及び教育機関(県立学校を除く。)に勤務する一般職に属する職員に適用する。(旧姓使用の承認申請)<br>第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)によりあらかじめ総務課長の承認を受けなければならない。<br>2 略 |
|             | 〇職員の旧姓使用について(例規)<br>第2条第1項 職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。  |

#### 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2023年4月1日 2: その他(西暦)

| D+333                   |           |             |               |          |         |
|-------------------------|-----------|-------------|---------------|----------|---------|
| 防災·危機管<br>理部局<br>職員数(人) | うち女性数 (人) | 女性比率<br>(%) | うち管理<br>職数(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
| 31                      | 4         | 12.9        | 5             | 0        | 0.0     |

#### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

| 名 称                                  | かがわ男女共同参画相談プラザ   | 愛称·通称  |
|--------------------------------------|--|--|
| 設置年月日(西暦)                            | 2006年11月20日  | 施設形態 2 1. 単独施設 2. 複合施設                                 |
| 所在地等                                 | 郵便番号: 760-0017 住 所: 香川県高松市番町1-10-35 電話番号: 087-832-3198 FAX番号: 087-831-1192<br>ホームページ: https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/madoguchi/pla |  |
| 管理·運営主体                              | 1. 施設管理 〇 直営(担当部局名: 政策部男女参画・県民活動課<br>指定管理者(名称:<br>その他(<br>2. 事業運営 〇 直営(担当部局名: 政策部男女参画・県民活動課<br>指定管理者(名称:<br>その他(                                 | )  |
| 職員数                                  | 常勤<br>(雇用(任<br>用)期間の 0 人、 の定めが 2 人 予算額<br>定めがない ある職<br>職員)   | 2023年度 10,267 千円                                       |
| 主な事業  男女共同参画・女性に関するもの  ※ 実施しているもの: 〇 | <ul><li>○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 情報</li><li>5. 苦情処理(主な事項:</li></ul>  | H談、法律相談、こころの相談 はや資料の提供、ライブラリー は流スペースの提供(交流室) ) ) ) ) ) |

#### 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| 名 称       | 4   | 基金·基本財産額 | 千円 |
|-----------|-----|----------|----|
| 設置年月日(西暦) | 出資者 |          |    |

### 2つある場合

| 名 称       |  |     | 基金・基本財産額 | 千円 |  |  |  |  |
|-----------|--|-----|----------|----|--|--|--|--|
| 設置年月日(西暦) |  | 出資者 |          |    |  |  |  |  |

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| 問10-1 各種女性団体連絡協議 | 1 | 1. 有 問10-2 香川県各種女性団体協議会  | 加盟団体数 |   | 19 |        |  |
|------------------|---|--------------------------|-------|---|----|--------|--|
| 会等の有無            | _ | 2. 無 名称等: 省川県谷健女性団体協議会   | 会     | 員 | 数  | 22,515 |  |
| 問10-3 地方公共団体からの助 | 2 | 1. 有                     |       |   |    |        |  |
| 成・委託事業実施の有無      | 2 | 2. 無                     |       |   |    |        |  |
|                  | 0 | 1. 定例会議(情報交換会等)の開催       |       |   |    |        |  |
| 問10-4 活 動 内 容    |   | 2. 機関誌の発行                |       |   |    |        |  |
|                  |   | 3. 広報啓発パンフレット作成          |       |   |    |        |  |
| ※ 実施しているもの:○     | 0 | 4. その他 (内容: 知事との意見交換会を実施 |       |   |    |        |  |

### 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市区町村職員研修会の開催
  - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 名 称 :

\_\_\_\_\_ 概要 :

〇 7. その他 (内容: 市町への市町男女共同参画計画、女性活躍推進法の推進計画及びDV計画の策定の働きかけ、全市町へ男女共同参画推進員を配置

# 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

# 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
  - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
  - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

# 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 🔓

内容:

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項                       | 2022年度予算<br>(千円) | 2023年度予算<br>(千円) | 備考 |
|---------------------------|------------------|------------------|----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く)          | 38,166           | 39,625           |    |
| 上記関係予算が一般会計予算総額<br>に占める割合 | 0.01 %           | 0.01 %           |    |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費        | 0                | 0                |    |

| 問14 | 公  | 共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの: ○ | 項目の設定 |  |  |
|-----|--|---|-------|--|--|
|     | 1  | 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定                |       |  |  |
|     | 2  | 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定              |       |  |  |
|     | 3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定                    |   |       |  |  |
|     | 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) |   |       |  |  |
|     | (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達                    |   |       |  |  |
|     |  | (2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定              |       |  |  |
|     | (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定                                       |   |       |  |  |
|     |  | (4) プロポーザル方式における評価項目の設定                       | 0     |  |  |
|     |  | (5) その他(内容:                                   |       |  |  |

# ↓ (具体的に実施している内容:○)

|    |          |  | 問14-1                                     | 問14-2                                     | 問14-3                            | 問14-4                                     |
|----|----------|--|---|---|----------------------------------|---|
|    |          |  | 1 公共工<br>事の競争参<br>加資格審査<br>における男<br>女共同参画 | 2 物品の<br>購入等の競<br>争参加資格<br>審査におけ<br>る男女共同 | 3 総合評<br>価落札方式<br>による一般<br>競争入札を | 4 その他<br>の公共調達<br>における男<br>女共同参画<br>等項目の設 |
|    | 1        | 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 |   |   |                                  | 0   |
|    | 2        | 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)          |   |   |                                  | 0   |
|    | 3        | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)     |   |   |                                  |   |
|    | 4        | 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得             |   |   |                                  |   |
|    | <b>⑤</b> | 役員に占める女性割合に関する項目                             |   |   |                                  |   |
| 具体 | 6        | 管理職に占める女性割合に関する項目                            |   |   |                                  |   |
| 的  | 7        | 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)  |   |   |                                  |   |
| 項目 | 8        | 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)          |   |   |                                  | 0   |
|    | 9        | ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組                      |   |   |                                  |   |
|    | 10       | 短時間正社員制度の導入                                  |   |   |                                  |   |
|    | 11)      | 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組                         |   |   |                                  |   |
|    | 12       | ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)             |   |   | 0                                |   |
|    | 13       | その他  |   |   | 0                                | 0   |

# 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

|             |                     |   | 企業の登<br>録・認定・<br>認証制度 | 企業の表<br>彰制度 |
|-------------|---------------------|---|-----------------------|-------------|
| 企業          | <b></b> €の <u>₹</u> | 登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)  | 1                     | 1           |
|             | 1                   | 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユー<br>スエール」認定を取得 |                       |             |
|             | 2                   | 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)                                       | 0                     | 0           |
|             | 3                   | 役員に占める女性割合に関する項目  |                       |             |
| <b>`</b> 22 | 4                   | 管理職に占める女性割合に関する項目   |                       | 0           |
| 選定          | 5                   | 役員や管理職への女性の登用促進のための取組   |                       | 0           |
| 等           | 6                   | その他「登用促進等」に関する項目  |                       | 0           |
| の基          | 7                   | 仕事と育児・介護を両立するための取組  | 0                     | 0           |
| 基準          | 8                   | ノ一残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組   |                       | 0           |
|             | 9                   | 短時間正社員制度の導入   |                       | 0           |
|             | 10                  | 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組  |                       | 0           |
|             | 11                  | ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)  |                       |             |
|             | 12                  | その他   | 0                     | 0           |

| $\rightarrow$ | 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 | 子育て行動計画策定企業認証マーク(2、7)、かがわ女性キラサポ宣言(12)、かがわ働き方改<br>革推進宣言(12)       |
|---------------|-----------------------|--|
| $\rightarrow$ | 「企業の表彰制度」の具体的名称       | かがわ働き方改革推進大賞(2、5、6、7、8、9、10、12)、かがわ女性キラサポ大賞(2、4、5、6、7、8、9、10、12) |

# 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| 1 ある            |          | → 女性活躍推進法第23条<br>体的名称 |
|-----------------|----------|-----------------------|
| 2 現在はないが、今後検討する | <u> </u> | 上記以外の具体的名称            |

| $\rightarrow$ | 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具<br>体的名称 | かがわ働く女性応援会議 |
|---------------|-----------------------------|-------------|
|               | 上記以外の具体的名称                  |             |

# 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 1     | 1. 有<br>2. 無 | 問17-1<br>名 称 | かがわ男女共同参画年次報告  | 書         |   |
|---|-------|--------------|--------------|----------------|-----------|---|
| 問17-1 公表周期  | 1. 定期 | 2. 不定期       | 1            | 定期の場合 1        | 年毎        |   |
|   | 0     | 1. 男女共       | 同参画∙女        | 性問題に関する事務を総括的に | こ所管する課(室) |   |
| 公表主体  |       | 2. 統計情       | 報に関する        | 事務を総括的に所管する課(国 | ₹)        |   |
| (※ 該当するもの:○)  |       | 3. 男女共       | 同参画∙女        | 性のための総合的な施設の指  | 定管理者      |   |
|   |       | 4. その他       | , (          |                |           | ) |

### 問18-1 2023年度実施予定事業

| _ | <u></u> 名 称                     | 事業内容等  | 参加予定者数                | 時 期        |
|---|---------------------------------|--|-----------------------|------------|
|   | 広報啓発<br>働<女性活躍促進啓発事業            | 女性が活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等の目標や活動内容を県ホームページに掲載するとともに、優れた取組みを行っている企業等を表彰し、情報誌・ホームページ等を活用した情報発信を実施する。                                       |                       | 年間         |
|   | 男女共同参画推進員                       | 全市町に「かがわ男女共同参画推進員」を委嘱し、県条例・計画などの推進のため、地域で男女平等意識の啓発などの活動を求める。   | 42人                   | 6月、11<br>月 |
|   | 男女共同参画推進広報啓発                    | 「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パ<br>ネル展やライトアップを実施する。   |                       |            |
|   | 年次報告書作成                         | 前年度末時点の男女共同参画施策の推進状況を公表するための報告書<br>を作成する。  |                       |            |
|   | DV予防啓発講演会                       | 「配偶者からの暴力を許さない社会づくり」の啓発を推進するための講演<br>会を実施する。   |                       |            |
|   | 男女共同参画社会づくり行動促進事業               | 社会状況の変化を考慮したテーマに沿う意識啓発事業を公募のうえ委託し、男女共同参画意識の醸成を図る。  | 150人                  | 1月         |
|   | 男女共同参画協働事業                      | 男女共同参画に関する特定課題解決のための事業について、企画を募<br>集して委託する。  | 268人、585人             | 7月、11<br>月 |
|   | 表彰<br>かがわ働き方改革推進大賞              | 働き方改革の推進に関する自主宣言「かがわ働き方改革推進宣言」を<br>行った企業等の中から、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進<br>などの取組みがほかの規範となるよう優れている、もしくは着実な成果が<br>認められる取組みについて表彰(最優秀賞、優秀賞)する。       | 2社                    | 2月         |
|   | かがわ女性キラサポ大賞                     | 職場風土の改善、仕事と生活の両立支援、女性の職域拡大等の項目を<br>女性活躍推進自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」として登録する等、働<br>く女性が輝き、男女ともに安心していきいきと働き続けられる環境整備に<br>向けた活動を行い、その成果が認められる事業所に大賞を授与する。 | 1社                    | 2月         |
|   | 講座<br>女性が輝く職場づくり支援事業            | 働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう、職業生涯を通じたキャリア形成への支援を目的として、メンター制度の導入を検討する人事・労務担当者や、メンター候補者を対象に研修を開催する。   | 3回連続研修(20社)           | 8~1月       |
|   | 女性の働く未来応援事業                     | 女性の就労促進に向けた機運醸成を図るため、県内企業の経営者・管理職・人事担当者等を対象としたシンポジウムを開催する。   | 100人                  | 4月         |
|   | 男性育児休業等取得支援事業                   | 男性の育児休暇取得促進するため、男性の育児休業取得に課題を抱えている企業に対し、研修を行うとともに個別支援を実施する。  | 3回連続研修(5社)            | 8~1月       |
|   | 女性が輝くリーダー養成事業                   | 地域や働く場でリーダーとなるために必要なリーダーシップやマネジメント<br>等を内容とするセミナーを開催する。(6回連続セミナー)  | 30人                   | 8~1月       |
|   | 女性デジタル人材育成事業                    | デジタル分野での女性の活躍と、起業やフリーランス等の多様な働き方を<br>求める女性への支援を図るため、クラウドソーシングセミナー及びクラウド<br>コーチプログラムを実施する。  | 30人                   | 7月~9月      |
|   | 相談事業<br>女性のための出張お仕事相談会          | 潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起し、就労に関する相談や再就職<br>に役立つ情報の提供などを行う相談会(3回程度)を開催する。   | 20人                   | 10~2月      |
|   | 男女共同参画相談プラザ事業                   | かがわ男女共同参画相談プラザを設置し、男女共同参画の視点から、性別による差別など様々な悩みや問題についての相談に対応する。  |                       | 年間         |
|   | 情報収集・提供<br>男女共同参画ライブラリー事業       | 関連図書、ビデオ等の収集・整理・貸出を行う。   |                       | 年間         |
|   | 苦情処理<br>苦情処理専門委員会               | 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する県民または<br>事業者からの苦情に対処する。  |                       | 年間         |
|   | 交流促進<br>男女共同参画交流室               | 男女共同参画に関する登録団体への活動支援として交流の場を提供する。  |                       | 年間         |
|   | 企業・NPO法人との連携・働きかけ<br>多様な働き方推進事業 | 県内中小企業等にアドバイザーを派遣し、働き方改革の説明や事例紹介、各種認証制度等についての紹介、企業における働き方改革を推進する。また、多様な働き方の制度導入に取り組もうとする中小企業等に対し、セミナーの開催や専門家による個々の課題に合わせた支援を実施す              | アドバイザーによる<br>企業訪問300社 | 年間         |
|   | 男性育児休業取得支援事業(一部再掲)              | る。<br>男性の育児休暇取得促進するため、男性の育児休業取得に課題を抱えている企業に対し、研修を行うとともに個別支援を実施する。  | 3回連続研修(5社)            | 8~1月       |
|   | 女性が輝く職場づくり支援事業(一部再掲)            | 働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう、職業生涯を通じたキャリア形成への支援を目的として、メンター制度の導入を検討する人事・労務担当者や、メンター候補者を対象に研修を開催する  | 3回連続研修(20社)           | 8~1月       |
|   | 女性の働く未来応援事業(一部再掲)               | る。<br>女性の就労促進に向けた機運醸成を図るため、県内企業の経営者・管理<br>職・人事担当者等を対象としたシンポジウムを開催する。   | 100人                  | 4月         |

| 9. 国際交流・海外派遣事業        |   |       |     |
|-----------------------|---|-------|-----|
| 10. 調査研究<br>-         |   |       |     |
| 11. その他<br>・男女共同参画審議会 |   | 15人/回 | 10月 |
| ・性暴力被害者センター「オリーブかがわ」  | 議する。<br>性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「オリーブかがわ」を運営する。 |       | 年間  |

|   | 議会   | 名  | 香川県議会  |       |  |         |  |  |  |  |
|---|--|--|--|-------|--|---------|--|--|--|--|
|   | 一  | 11   | 日川尔哦五  |       | 1 明記した坦宁がもで  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 1. 明記した規定がある。  |         |  |  |  |  |
| 義員  | の出産を欠席事  | 由として明記し  | た規定(産休を含む)のす   | 有無    | 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。  | 1       |  |  |  |  |
| .~.   |  |  | (A)  | •     | 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。   | -       |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。   |         |  |  |  |  |
|   | 席事由として明訂   |  | 5場合について)   |       |  |         |  |  |  |  |
| 权代  | 引することが可能 <sup>は</sup>  | な休業期間  |  |       | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。   |         |  |  |  |  |
| 参   | 考】労働基準法  |  |  |       |  |         |  |  |  |  |
|   |  | は、六週間(多)   | 台妊娠の場合にあつては  | は、十四週 | 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。   |         |  |  |  |  |
|   |  |  | 業を請求した場合におい  |       |  |         |  |  |  |  |
|   | 音を就業させては   |  |  |       |  | 2       |  |  |  |  |
|   |  |  | い女性を就業させてはな  |       | 2 労働其進注65条の産前産後期間 FUT EIV  |         |  |  |  |  |
|   |  |  | が請求した場合において  |       | - 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。   |         |  |  |  |  |
| ンし<br>, <b>ヽ</b> 。  | 、C医師か文牌が   | ないと認めた素  | 務に就かせることは、差  | し文えな  |  |         |  |  |  |  |
| 0   |  |  |  |       | 4. 期間の定めはない。   |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 777111747 ZE 77181 814 8   |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。   |         |  |  |  |  |
| 出產  | <b>Eに係る産前産後</b>  | :期間を明記した   | :規定の有無   |       | 2. 産前産後期間を明記した規定はない。   | 1       |  |  |  |  |
|   | +8 80  |  | <b>手</b> 川月辛人人辛申月  | 111   | こ. 圧削圧区が同じり記したがたい。   |         |  |  |  |  |
|   | 規則   | 名<br>—————   | 香川県議会会議規則  | [!]   |  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       |  |         |  |  |  |  |
|   |  |  | (欠席の届出)  |       |  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その  | の理由を    |  |  |  |  |
| 归言  |  |  |  |       | 表に届け出なければならない。<br>************************************   | 4E 0 IE |  |  |  |  |
|   | 内名   | 学  |  |       | 義員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊<br>いことは、必該出産の予定日(議員が出産したしませ、必該出産の日)後8週間を約   |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を絹<br>い期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。  | 全廻りる    |  |  |  |  |
|   |  |  | ロみでの範囲内で、  | 田市できる | い物間を切りからして、めりかしめ、酸皮に油り出ることが、てきる。   |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 1. あり  |         |  |  |  |  |
| <b>⊥</b> no   |  | ついて 迷ちの  | 出中の大無  |       |  | •       |  |  |  |  |
| 个啡  | 日の期間の報酬に   | - ついて、減額の  | が<br>規定の有無   |       | 2. なし  | 2       |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 3. その他( )  |         |  |  |  |  |
|   | 規則   | 名  |  |       |  |         |  |  |  |  |
| 明記  | 記した規定(規則   | 条例、別表等)  | Ø .  |       |  |         |  |  |  |  |
|   | 内容   |  |  |       |  |         |  |  |  |  |
| 羔∠  | の欠席事由とし  |  | <u></u><br>÷の右無  |       |  |         |  |  |  |  |
| 找工  |  |  |  | _     |  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  | 2 個別の | 各事由を明記した規定がある。<br>各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。   |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  | 3 個別の | 各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  | 4 個別の | 各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)   | )       |  |  |  |  |
|   |  | 四個老の日  |  | 1     | 4  |         |  |  |  |  |
|   |  | 配偶者の日  | 1生   |       | <del>"</del>   |         |  |  |  |  |
|   |  | 育児   |  |       | <u> </u>   |         |  |  |  |  |
|   |  | 家族の看   | 護  |       | 4  |         |  |  |  |  |
|   |  | 家族の介   | 護  |       | 1  |         |  |  |  |  |
|   |  | 疾病   |  |       | 1  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 4  |         |  |  |  |  |
|   |  | その他  |  |       |  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       |  |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)   |         |  |  |  |  |
|   |  |  |  |       | 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含   |         |  |  |  |  |
|   | 真の利用すること   | のできる保育施  | 設等の議会での設置・提  | 供状況   | む)   | 4       |  |  |  |  |
| 義員  |  |  |  |       |  | •       |  |  |  |  |
| 義員  |  |  |  |       | 3. 設置または提供する予定である。   | •       |  |  |  |  |
| 義員  |  |  |  |       | 3. 設置または提供する予定である。<br>4. なし  | ·       |  |  |  |  |
| 義員  |  |  |  |       |  |         |  |  |  |  |
| 義員  |  |  |  |       | 4. なし  |         |  |  |  |  |
|   | ことの利用すること  | のできる授乳室  | 等の議会での設置・提供  |       | 4. なし1. 専用の場所が設置されている。(常設)   | 4       |  |  |  |  |
|   | の利用することの   | のできる授乳室  | 等の議会での設置・提供  | :状況   | 4. なし<br>1. 専用の場所が設置されている。(常設)<br>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも   |         |  |  |  |  |
|   | 真の利用することの  | のできる授乳室  | 等の議会での設置・提供  | :状況   | 4. なし<br>1. 専用の場所が設置されている。(常設)<br>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも<br>含む)  |         |  |  |  |  |
| <b>全</b> 我  |  |  |  |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。   |         |  |  |  |  |
| 義   | <b>ミ</b> におけるハラス.  | メント防止に関す   | 等の議会での設置・提供<br>-<br>-る取組(ハラスメント防」                            |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし   |         |  |  |  |  |
| 義   |  | メント防止に関す   |  |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。  | 4       |  |  |  |  |
| 美我 美                            | stにおけるハラス。<br>負向け研修を除く。  | メント防止に関す   |  |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。  | 4       |  |  |  |  |
| 義・義義・丁  | まにおけるハラス。<br>負向け研修を除く。<br>っている取組   | メント防止に関す   |  |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。  | 4       |  |  |  |  |
|   | stにおけるハラス。<br>負向け研修を除く。  | メント防止に関す   |  |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。   | 4       |  |  |  |  |
| 義・義義・丁  | まにおけるハラス.<br>員向け研修を除く。<br>っている取組<br>ミ施しているもの:  | メント防止に関す<br>, )<br>O   |  |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。   | 4       |  |  |  |  |
| 義・義義・丁公・  | まにおけるハラス。<br>負向け研修を除く。<br>っている取組<br>ミ施しているもの:<br>規 則   | メント防止に関す<br>, )<br>O<br>名  | <sup>-</sup> る取組(ハラスメント防ェ                                    |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。   | 4       |  |  |  |  |
| 義・義義・丁公・  | まにおけるハラス.<br>員向け研修を除く。<br>っている取組<br>実施しているもの:<br>規 則<br>記した規定(規則   | メント防止に関す<br>、)<br>〇<br>名<br>、条例、別表等)   | <sup>-</sup> る取組(ハラスメント防ェ                                    |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。   | 4       |  |  |  |  |
| 義・義義・丁字   | まにおけるハラス。<br>負向け研修を除く。<br>っている取組<br>ミ施しているもの:<br>規 則   | メント防止に関す<br>、)<br>〇<br>名<br>、条例、別表等)   | <sup>-</sup> る取組(ハラスメント防ェ                                    |       | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> </ol>  | 4       |  |  |  |  |
| 義・一義義・一元字・明・一会員・一つ字・一記・   | まにおけるハラス。<br>自向け研修を除く。<br>っている取組<br>を施しているもの。<br>規則<br>記した規定(規則<br>内容  | メント防止に関す<br>, )<br>〇<br>名<br>、条例、別表等)  | -る取組(ハラスメント防ェ<br>の   |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )  | 3       |  |  |  |  |
| 養し、一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一                         | まにおけるハラス.<br>員向け研修を除く。<br>っている取組<br>実施しているもの:<br>規 則<br>記した規定(規則   | メント防止に関す<br>, )<br>〇<br>名<br>、条例、別表等)  | -る取組(ハラスメント防ェ<br>の   |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )  | 4       |  |  |  |  |
| 養し、一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一                         | まにおけるハラス。<br>自向け研修を除く。<br>っている取組<br>を施しているもの。<br>規則<br>記した規定(規則<br>内容  | メント防止に関す<br>, )<br>〇<br>名<br>、条例、別表等)  | -る取組(ハラスメント防ェ<br>の   |       | 4. なし 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )  | 3       |  |  |  |  |
|   | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>っている取組<br>に施しているもの。<br>規則<br>記した規定(規則<br>内容<br>ウスメント防止に関                             | メント防止に関す<br>、)<br>名<br>、条例、別表等)<br>な<br>は<br>な<br>は<br>は<br>は<br>は<br>に関する<br>は<br>に関する<br>は<br>に関する<br>は<br>に関する<br>は<br>に関する<br>は<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | -る取組(ハラスメント防」<br>の   | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>行っている。</li> <li>行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>イランスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>その他 ( )</li> <li>行っているいが、今後、行う予定である。</li> <li>行っておらず、今後、行う予定もない。</li> <li>研修において利用している。</li> </ol>  | 3       |  |  |  |  |
|   | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>っている取組<br>に施しているもの:<br>規定(規則<br>内ではないで、<br>を研修において、                                  | メント防止に関す<br>・)  〇 名 、条例、別表等)  する議員向けて  令和4年4月に   | 一る取組(ハラスメント防」<br>の<br>一の<br>内閣府が公表した教材動                      | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 行っているいが、今後、行う予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</li> <li>1. 研修において利用している。</li> <li>2. 研修において利用しているい又は現在は研修を行っていないが、今後</li> </ol>   | 3       |  |  |  |  |
|   | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>でいる取組<br>に施しているもの:<br>規定(規則<br>にした規定(規則<br>でスメント防止に関<br>な研修においてス。<br>な研修においラス。       | メント防止に関す<br>・)  〇 名 、条例、別表等)  する議員向けて  令和4年4月に   | -る取組(ハラスメント防」<br>の   | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 行っているいが、今後、行う予定である。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 研修において利用している。</li> <li>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</li> </ol>   | 3       |  |  |  |  |
|   | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>でいる取組<br>に施しているもの:<br>規定(規則<br>にした規定(規則<br>でスメント防止に関<br>な研修においてス。<br>な研修においラス。       | メント防止に関す<br>・)  〇 名 、条例、別表等)  する議員向けて  令和4年4月に   | 一る取組(ハラスメント防」<br>の<br>一の<br>内閣府が公表した教材動                      | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っておらず、今後、行う予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</li> <li>1. 研修において利用している。</li> <li>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</li> <li>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行</li> </ol>  | 3       |  |  |  |  |
| 養の一人養養の一人男の一人の一人等の一人会員の一人の事の一人等の一人等の一人等の一人等の一人等の一人等の一人等の一人等の一人等の一人等 | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>でいる取組<br>に施しているもの:<br>規定(規則<br>にした規定(規則<br>でスメント防止に関<br>な研修においてス。<br>な研修においラス。       | メント防止に関す<br>・)  〇 名 、条例、別表等)  する議員向けて  令和4年4月に   | 一る取組(ハラスメント防」<br>の<br>一の<br>内閣府が公表した教材動                      | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 行っているいが、今後、行う予定である。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 研修において利用している。</li> <li>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</li> <li>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用予定である。</li> <li>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</li> </ol> | 3       |  |  |  |  |
| 養しの養養して多り、リー・ハー・当分をしています。一会員して多り、「ヨー・ラー・該里気」                        | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>でいる取組<br>に施しているもの<br>規定(規則<br>はひた規定(規則<br>はないない。<br>はないでは、<br>を研修において、、<br>を研修においうス。 | メント防止に関す<br>・)  〇 名 、条例、別表等)  する議員向けて  令和4年4月に降  メント防止・研修者   | 一る取組(ハラスメント防工のの<br>一個では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. イラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 研修において利用している。</li> <li>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</li> <li>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</li> <li>1. 行っている。</li> </ol>            | 3       |  |  |  |  |
|   | はにおけるハラス。<br>は向け研修を除く。<br>でいる取組<br>に施しているもの<br>規定(規則<br>はひた規定(規則<br>はないない。<br>はないでは、<br>を研修において、、<br>を研修においうス。 | メント防止に関す<br>・)  〇 名 、条例、別表等)  する議員向けて  令和4年4月に降  メント防止・研修者   | 一る取組(ハラスメント防」<br>の<br>一の<br>内閣府が公表した教材動                      | 上に関する | <ol> <li>4. なし</li> <li>1. 専用の場所が設置されている。(常設)</li> <li>2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)</li> <li>3. 設置または提供する予定である。</li> <li>4. なし</li> <li>1. 行っている。</li> <li>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</li> <li>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</li> <li>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。</li> <li>2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 行っているいが、今後、行う予定である。</li> <li>3. その他 ( )</li> <li>1. 研修において利用している。</li> <li>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</li> <li>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用予定である。</li> <li>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</li> </ol> | 3       |  |  |  |  |

|                              | 1. 明記した規定があり、認めている。               |   |  |  |  |  |
|------------------------------|-----------------------------------|---|--|--|--|--|
| <b>業会における落在なければ休田の割司の出</b> り | 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。           |   |  |  |  |  |
| 議会における通称又は旧姓使用の認可の状況         | 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。          | 2 |  |  |  |  |
|                              | 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 |   |  |  |  |  |
| 規則名                          |                                   |   |  |  |  |  |
| 条文本文                         |                                   |   |  |  |  |  |
|                              |                                   |   |  |  |  |  |
| 政治分野の男女共同参画のために実施していること      |                                   |   |  |  |  |  |
|                              |                                   |   |  |  |  |  |

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

| 具体的な役割の明確な位置付け                  |  |
|---------------------------------|--|
| 1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 |  |
| 3. その他(不明等)                     |  |
| 計画、指針名                          |  |
| 該当部分の規定                         |  |

調査時点コード: 1

1.2023年4月1日 2.その他(西暦) (

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

| 知 |   | 事 | 2 1 | . 女性 2. 男性 | 任期: |   | 2022年9月5日 |    | ~  | 202 | 26年9月4日 |  |
|---|---|---|-----|------------|-----|---|-----------|----|----|-----|---------|--|
| 副 | 知 | 事 |     |            | 1   | 人 | (女性 0     | 人、 | 男性 | 1   | 人)      |  |

#### 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。 うち女性委員数女性委員の割合 委員総数 設置 審議会等名 備考 (人) (人) (%) 1 都道府県防災会議(会長を含む) 60 11 18.3 都道府県防災会議(委員のみ) 59 11 18.6 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 17 0 0.0 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 0 0.0 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 1 0 0.0 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 0 0.0 1 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 7 2 28.6 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 4 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 20 4 20.0 5 62.5 2 国土利用計画地方審議会 7 15 46.7 3 土地利用審査会 42.9 4 都道府県交通安全対策会議 26 2 7.7 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 29 41.4 12 7 精神医療審査会 20 50.0 10 8 都道府県生活衛生適正化審議会 9 都道府県医療審議会 22 9 40.9 10 准看護師試験委員会 10 6 60.0 11 麻薬中毒審査会 2 40.0 5 12 地方社会福祉審議会 22 40.9 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 19 10 52.6 14 国民健康保険事業の運営に関する協議会 11 5 45.5 15 国民健康保険審査会 9 4 44.4 16 都道府県農業共済保険審査会 17 都道府県森林審議会 14 42.9 18 都道府県建設工事紛争審査会 9 3 33.3 19 建築審査会 42.9 7 3 20 都道府県建築士審査会 7 3 42.9 21 都道府県都市計画審議会 13 38.5 22 開発審査会 3 42.9 7 23 私立学校審議会 12 6 50.0 24 石油コンビナート等防災本部 22 2 9.1 25 公害健康被害認定審査会 26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 27 都道府県児童福祉審議会 20 8 40.0 28 地方港湾審議会 21 28.6 6 29 土地区画整理審議会 30 教科用図書選定審議会 31 介護保険審査会 15 7 46.7 32 都道府県固定資産評価審議会 10 4 40.0 33 感染症の診査に関する協議会 18 44.4 8 34 警察署協議会 82 34 41.5 35 土地収用事業認定審議会 7 4 57.1 36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 5 2 40.0 37 都道府県国民保護協議会 34 2 5.9 38 地方独立行政法人評価委員会 39 市街地再開発審査会 40 都道府県職員委員会 41 自然再生協議会 42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 40.0 5 2 43 後期高齢者医療審査会 9 4 44.4 44 留置施設視察委員会 25.0 4 1 45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 22 3 13.6 当該委員は難病医療に 関し高い専門性と一定 の診療経験を有する医 師である必要がある。 委員は関係機関からの 46 指定難病審査会 0 0.0 7 推薦により委嘱してお り、その結果、令和5年 3月31日現在では、男 性医師のみで構成され ていたが、令和5 47 小児慢性特定疾病審査会 20.0 5 48 行政不服審査会 6 3 50.0 49 地域医療対策協議会 21 2 9.5 50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関 51 52 53 54

計

女性委員0の審議会数

637

212

33.3

合

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

| 委 員 会 等 名    | 委員総数 (人) | うち女性委員数<br>(人) | 女性委員の割合<br>(%) | 備考 |
|--------------|----------|----------------|----------------|----|
| 1 教育委員会      | 5        | 3              | 60.0           |    |
| 2 選挙管理委員会    | 4        | 0              | 0.0            |    |
| 3 人事委員会      | 3        | 0              | 0.0            |    |
| 4 監査委員       | 4        | 0              | 0.0            |    |
| 5 公安委員会      | 3        | 1              | 33.3           |    |
| 6 都道府県労働委員会  | 15       | 4              | 26.7           |    |
| 7 収用委員会      | 7        | 3              | 42.9           |    |
| 8 海区漁業調整委員会  | 14       | 2              | 14.3           |    |
| 9 内水面漁場管理委員会 | 10       | 3              | 30.0           |    |
| 合 計          | 65       | 16             | 24.6           |    |
| 女性委員0の委員会数   | 3        |                |                |    |